⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

⒜は第１号２⑹⒜に同じ。

⒝　平成６年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記⑸の要件を満たす同種工事の経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

⒞は第１号２⑹⒞に同じ。

⒟　経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記⒜から⒞までの基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

また、上記⒝の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑺は第１号２⑺に同じ。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼から⑾までは、第１号２⑼から⑾までに同じ。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札に関する事項

⒜　「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」及び「社会的要請の対応に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

㋐　道路トンネルについての、強度、耐久性及び維持管理性の向上を考慮した施工時の創意工夫の提案

・品質管理（材料、試験等）
・出来形管理（計測等）
・施工方法（工法、機械器具等）（下記の施工方法を除く部分）
・施工方法（坑口部）

㋑　自由提案

・上記㋐の評価の着目点以外の提案（３提案以内）

㋒　施工現場内及び周辺の環境対策の提案

・騒音・振動対策
・粉塵対策
・濁水対策
・主たる工種の主要建設機械に関する大気環境対策の工夫
・主たる工種の主要建設機械に関するCO_2排出量削減を含む環境対策の工夫

⒝は第１号３⑴⒝に同じ。

⒞　入札参加者は価格及び「大和御所道路巨勢山トンネル工事」における「施工計画」の提案をもって入札し、次の要件に該当する者のうち、下記⑵によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　「施工計画」の内容が適正であること。

㋒　評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

⑵　提案について

⒜　予定価格を超えない入札者に対して、提案が適正であれば、標準点として100点を与えるものとし、道路トンネルの「品質管理（材料、試験等）」、「出来形管理（計測等）」、「施工方法（工法、機械器具等）（下記の施工方法を除く部分）」、「施工方法（坑口部）」、自由提案、施工現場内及び周辺の環境対策の「騒音・振動対策」、「粉塵対策」、「濁水対策」、「主たる工種の主要建設機械に関する大気環境対策の工夫」、「主たる工種の主要建設機械に関するCO_2排出量削減を含む環境対策の工夫」についての評価の配点は、それぞれ12：５：６：６：３：２：２：２：１：１とし、各評価項目の得点（素点）の合計点を技術評価点とする。

なお、提案が適正と認められない場合で標準案により入札参加する場合は、標準点100点のみを与えるものとする。

⒝は第１号３⑵⒝に同じ。

⑶　上記⑴において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑷は第１号３⑷に同じ。

４　入札手続等

⑴から⑷までは、第１号４⑴から⑷までに同じ。

⑸　入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

⒜から⒞までは、第１号４⑸⒜から⒞までに同じ。

⒟　開札は、平成22年２月16日午前11時00分近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。

５　その他

⑴から⑶までは、第１号５⑴から⑶までに同じ。

⑷　落札者の決定方法　上記３⑴⒞に定める評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑸から⑾までは、第１号５⑸から⑾までに同じ。

⑿　技術提案書の作成に係る説明会を行う。

⒀から⒅までは、第１号５⑿から⒄までに同じ。

６　Summary

⑴, ⑵, ⑷, ⑸, ⑹　the same with notice above (NO. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Tunnel for koseyama in Yamato-Gose-Road

○第３号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　大和御所道路六条高架橋鋼上部工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　（自）奈良県大和郡山市伊豆七条町地先（至）奈良県大和郡山市八条町地先

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝2,030ｍ　鋼６径間連続合成開断面箱桁橋（上り）（Ｌ＝310ｍ、最大支間長Ｌ＝60.0ｍ）１橋、鋼６径間連続合成開断面箱桁橋（下り）（Ｌ＝313ｍ、最大支間長Ｌ＝60.8ｍ）１橋、鋼４径間連続非合成少数鈑桁橋（上り）（Ｌ＝138ｍ、最大支間長Ｌ＝35.5ｍ）１橋、鋼４径間連続非合成少数鈑桁橋（下り）（Ｌ＝138ｍ、最大支間長Ｌ＝35.5ｍ）１橋、鋼３径間連続非合成少数鈑桁橋（上り）（Ｌ＝121ｍ、最大支間長Ｌ＝48.0ｍ）１橋、鋼３径間連続非合成少数鈑桁橋（下り）（Ｌ＝121ｍ、最大支間長Ｌ＝48.0ｍ）１橋、ＲＣ床版　9,545㎡

⑸　工期　平成25年２月28日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート3,380㎥、鋼材4,000ｔ

⑺から⑼までは、第１号１⑺から⑼までに同じ。

２　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成21年11月13日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から「大和御所道路六条高架橋鋼上部工事」に係る特定ＪＶとしての競争参加資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⒜は第１号２⑴に同じ。

⒝　近畿地方整備局における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⒞　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⒝の再認定を受けた者を除く。）でないこと。